

災害時における応急生活物資の調達に関する協定書

名古屋消防組合（以下「甲」という。）と株式会社フジ（以下「乙」という。）は、甲管内での災害発生時又は緊急消防援助隊等の応援隊派遣時（以下「災害時等」という。）において、応急生活物資（以下「物資等」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、甲の管内に災害が発生し、又は管轄外に応援隊を派遣する場合において、甲の行う業務の継続的な活動を図るため、物資等の調達に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して物資等の供給について、協力を要請することができる。

（要請の協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかに保有する物資等の供給に努めるものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資等は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資等とし、その数量は、災害時等において乙が可能な範囲とする。

- (1) 食糧品について
- (2) 飲料水について
- (3) 日用品等について
- (4) その他甲が指定する物資等について

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、原則として要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（物資等の納品）

第6条 甲は、乙の指定した場所へ職員を派遣し、消防職員が乙に提示すべき身分を証するもの（以下「身分証明書」という。）を提示後、要請した物資等、領収書を受領するものとする。ただし、緊急を要する場合など消防職員が身分証明書を不携帯の場合は、乙が認める場合に限り、納品ができるものとする。

2 乙は、甲の派遣する職員が要請した物資等を確認後、甲への納品が完了したものとす。

（物資等の価格）

第7条 甲が、乙に支払う物資等の価格は、災害発生時直後における通常の価格を基準として算出するものとする。

（経費負担）

第8条 第4条の規定による乙が供給した物資等の対価は、甲が負担するものとする。2 乙は、甲に供給した物資等の対価を消費税等とともに、甲へ延滞書（見積書、納品書、請求書）を提出するものとし、甲は、乙の指定する口座に当該請求月の翌月末までに、支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲乙は、協力要請の手続を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定めるものとする。（別表7-2）

2 乙は、前項の規定により報告した事項に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、物資等の納品完了後、甲に対して報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間終了日の1ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間終了日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

（協議）

第11条 甲乙は、この協定の実施に関し、必要な経手手続き及びこの協定に定めない事項、疑義が生じた場合は、甲乙の協議上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年 8月19日

甲 名古屋石井町高川原宇高川  
名古屋消防組合 管理  
石井町長 小林 智 仁



乙 松山市宮西一丁目2番1号  
株式会社フジ  
代表取締役 山口 晋

